

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
 http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

彼の事務所には、剣と天秤を持つ正義の女神テミス像が飾られていました。サラリーマン生活を続けた後に納得できる人生を歩むために、寄り道や回り道を重ね、時間をかけ、たどり着いた道です。18年間の付き合いも一瞬の時の流れのようです。語り尽くせなかった思いばかりが残ります。

誰にも目覚めない朝が訪れます。そして、彼にも訪れました。日本百名山の登頂を目指していた彼は、今も夢の中でテミス像を見つめながら、正義と力の間で答えを探しているのでしょうか。

山頂からの景色と一緒に見たかったです。

私の書棚より

○読書とは自己検証、自己嫌悪、自己否定を経て、究極の自己肯定へと至る最も重要な武器である。生きて行くということは矛盾や葛藤を抱いて、それをどうにかねじ伏せるということだ。

○人間が何かを達成するには地獄の道を通らなければならない。どんなに美しい理想を掲げても、実際に成し遂げるためには数多くの苦しみ、困難がある。何かを得るために、必ず何かを失う。代償を払わざして何かを得ることは不可能だ。

「読書という荒野」

見城徹著

幻冬舎

税務アンテナ

□居住用財産を譲渡した場合には、譲渡益から3,000万円の特別控除の特例の適用を受けることができます。この特例は、3年に1度だけしか適用を受けることはできませんが、所有期間の条件はありません。

また、譲渡した相手方が配偶者、直系親族、生計を一にする親族、譲渡後に譲渡者とその家屋に居住する親族に該当する場合には、適用を受けることはできません。

つまり、生計を一にしない、譲渡後に譲渡者が同居しない限り、兄弟姉妹、おじ、おば、いとこ、甥、姪などに譲渡しても特例の適用を受けることができます。

□中小企業の雇用者給与増額に対して税額控除が認められる所得拡大促進税制が改正されます。

これまで、平成24年度から給与等支給額が3%以上、給与等支給総額が前年度以上、平均給与等支給額が前年度以上の適用要件があり、控除額は給与等支給額の24年度からの増加額の10%でしたが、改正後は給与等支給総額が前年度以上、平均給与等支給額が前年度比1.5%以上が適用要件で、控除額は給与等支給額の対前年度増加額の15%となります。

この改正は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

8月の税務スケジュール

10日	○7月分の源泉所得税の納付
31日	○6月決算法人の確定申告 ○12月決算法人の中間申告 (予定申告) ○9月、12月、29年3月決算法人の消費税中間申告 ○個人事業者の30年分消費税等の中間申告

31日	○8月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	----------------------